

広島県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第一号

広島県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則

広島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年広島県規則第八十五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による廃止前の広島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により県が貸し付けている経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金に係る貸付金については、この規則の施行後も、なお従前の例による。